

令和5年 第3回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年4月25日(火) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

| 議席 | 氏名 | 出欠席 | 議席 | 氏名 | 出欠席 |
|----|--------|-----|----|--------|-----|
| 1 | 大島 悟 | ○ | 2 | 福澤 邦夫 | ○ |
| 3 | 岡村 宏一 | ○ | 4 | 森山 松年 | ○ |
| 5 | 日下部 好克 | ○ | 6 | 富田 高治 | — |
| 7 | 深井 一郎 | ○ | 8 | 川田 美千代 | — |
| 9 | 飯塚 信利 | ○ | 10 | 島村 重昭 | ○ |
| 11 | 齋藤 幸江 | ○ | 12 | 中野 松夫 | ○ |
| 13 | 岩本 勝正 | ○ | 14 | 折原 正英 | ○ |

4. 議事日程

| | |
|------|----------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 報告事項 |

5. 農業委員会事務局職員

| | | |
|-----|-------------|--------|
| 事務局 | 事務局長兼産業観光課長 | 小川 英一郎 |
| | 産業観光課主幹 | 鈴木 功 |
| | 農地調整担当主査 | 小島 春樹 |
| | 農地調整担当主事 | 益子 智渚 |
| | 農地調整担当主事 | 杉本 花英 |

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症も第9波の可能性が報じられており、5月8日からは5類に引き下げられる見込みでございますが、今月につきましては引き続き、アルコール消毒の実施や換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「11番 齋藤幸江委員」と「12番 中野松夫委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は、■■■■■■■■地内の畑2筆で面積は合計 198 m²でございます。譲渡人は宮代町内にお住まいの方と東京都内にお住まいの方の2名です。譲受人は、■■■■■■地内にお住まいの農家です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが譲渡人と譲受人は親族関係にあり、親族で集まった際に譲渡人の方から「今後も農業をする予定がないので、ぜひ農業を営んでいる譲受人の方に使ってほしい」とお願いしたところ、譲受人が引き受けることとなり、今回の申請に至りました。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。県道■■■■■■線と■■■■■■に挟まれた場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「かぼちゃ」や「ナス」などの夏野菜を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人である■■■■■■さんの耕作状況についてご確認頂きます。■■■

さんの経営農地は、宮代町内に 15 筆 (9,369 m²)、総面積は 9,369 m²になります。事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、ご確認していただきます。

〈現況の確認〉

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第 3 条第 2 項に基づく判断基準 4 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

なお、令和 4 年度まで判断基準の 1 つであった「下限面積要件」は、令和 5 年 4 月 1 日の農地関連法の改正により廃止となりましたので、今回の判断基準からは外しております。

基準の 1 点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

2 点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年間 250 日従事と記載されておりました。

3 点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4 点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件についてご審議願います。

(■番 ■■■委員)

先ほど■■■会長、■■■委員とで現地を確認して参りました。事務局から説明があったように、問題なかったと思いますので、ご審議の程よろしく願います。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。それでは、この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。それでは、1件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、まず1件目についてご説明いたします。申請地は、■■■地内の畑1筆で、面積は300㎡でございます。譲受人は■■■■さんと■■■■さんのご夫婦2名です。■■さんはさいたま市内にお住まいで、■■さんは宮代町内にお住まいです。譲渡人の■■■■さんは■■■地内にお住まいで、譲受人である■■さんの父親に当たります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、■■さんご夫婦は現在一緒に住める家がなく、それぞれご実家で暮らしています。ご夫婦が一緒に住める家を建てるにあたり土地を検討したところ、■■さんの父である■■■■さんが所有する土地を使ってもよいということで、実家からも近く、家を建てるための必要最低限の広さを確保できることもあり、今回の申請に至りました。なお、こちらは令和5年2月15日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■■■■の南西に位置しております。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。農地と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックを設置します。排水については、道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それでは、1件目の案件についてご審議願います。

(■番 ■■委員)

■■会長と■■■委員とで現地を調査したところ、問題ありませんでした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

特に問題ありませんので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

2件目についてご説明いたします。

申請地は、■■■地内の畑1筆で面積は441㎡でございます。譲受人は、現在春日部市内にお住まいの方です。譲渡人は、宮代町内にお住まいの方で、譲受人の父親に当たります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、譲受人は現在賃貸アパートに夫婦2人で居住しています。家財道具等が増え、現在の住まいが手狭に感じることや、今後、子供を授かりたいと考えており、子供の生活スペースを確保するためにも今回の自己用住宅の建築を決めたとのこと。住宅を建築するにあたり、なかなかいい土地に巡り合うことができず、譲渡人である父親に相談したところ今回の申請地を紹介され、譲受人の希望に合う土地であったため、今回の申請に至

ったところですが。なお、こちらは令和5年2月15日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■の南西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。農地と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックを設置します。排水については、対向道路側の道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、2件目の案件についてご審議願います。

(■番 ■■委員)

本日、■■■会長、■■■委員とともに現地を調査いたしまして、問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が4月10日となっております。10日までに4条届出が1件、5条届出が4件ございましたことをご報告させていただきます。以上

でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第3回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年4月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____